

# 第4次芦屋市総合計画(原案)

## － 基本構想の審議会修正案 －

(0821 見え消し削除)

# 目 次

## 基本構想

第1章 計画づくりの背景と基本姿勢	2
1-1 第4次芦屋市総合計画について	2
1-2 第4次芦屋市総合計画の役割と構成・期間	3
1-3 芦屋の状況	4
1-4 芦屋市行政を取り巻く状況	5
1-5 計画づくりの基本姿勢	6
第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿	8
2-1 芦屋の将来像	8
2-2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿	9
第3章 基本構想	18
3-1 芦屋の将来像	18
3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること	19
3-3 芦屋のまちづくりの基本方針	21
3-4 目標とする10年後の芦屋の姿	22
資料 芦屋市の状況	30
資料-1 市民アンケート調査結果	30
資料-2 芦屋市の人口推移と将来推計人口	34
資料-3 芦屋市の財政状況	36

## 前期基本計画

第4次芦屋市総合計画 前期基本計画について	40
-----------------------	----

修正前の目次

基本構想

第4次芦屋市総合計画について.....1

第1章 策定の背景.....2

(一部) 1-1 社会的背景 ～ 地方行政から地域主権へ ～.....2

1-2 芦屋市の状況 ～変わりゆく芦屋～.....4

1-3 芦屋市の人口推移と将来推計人口.....7

1-4 芦屋市の財政状況.....9

1-5 市民会議が芦屋の将来の姿を描く.....10

第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿.....12

2-1 芦屋の将来像.....12

2-2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿.....13

第3章 基本構想.....19

芦屋の将来像

3-1 市民会議からの提言を受けて施策へ展開.....19

3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること.....26

資料



# 基 本 構 想

# 第1章 計画づくりの背景と基本姿勢

## 1 - 1 第4次芦屋市総合計画について

昭和44年（1969年）に地方自治法が改正され次の条項が定められました。

地方自治法 第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

これ以降、全国の市町村ではこの基本構想を基にした総合計画を定めており、芦屋市においてもこれまで三次にわたる総合計画を定めてきています。

芦屋市総合計画（昭和46年度～昭和60年度）	昭和46年3月23日議決
芦屋市新総合計画（昭和61年度～平成12年度）	昭和60年12月19日議決
第3次芦屋市総合計画（平成13年度～平成22年度）	平成12年12月21日議決

地方自治法改正に関する国会審議状況によって文章を見直す。

（平成22年（2010年） 月時点では、国においてこの条項を削除し、基本構想の策定については市町村の判断に委ねられる方向で検討されていますが、）

（平成22年（2010年） 月にこの条項が削除され、基本構想の制定については市町村の判断に委ねられることになりましたが、）

芦屋市ではその時々<sup>（トキトキ）</sup>の社会的背景による影響や、総合的なまちづくりの方向性を明らかにするものとしてこの基本構想を含む総合計画の必要性を重視し、次期計画である第4次芦屋市総合計画をここに定めます。

### 【この計画で用いる「まちづくり」とは】

- 検討中 -

市民目線が尊重されていること  
目標とするまちの姿を市民と行政が共有していること  
市民と行政にはそれぞれの責任があること  
継続的であること  
歴史や文化などを含めた暮らしのスタイルにかかわること  
についても「まちづくり」の対象であること

## 1 - 2 第4次芦屋市総合計画の役割と構成・期間

---

### (1) 総合計画の役割

#### まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して、共にまちづくりに取り組むための指針とします。

#### 行政運営の指針

市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

#### 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿などが尊重され、相互調整を図るための指針とします。

### (2) 総合計画の構成と期間

#### 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を明らかにするものです。

基本構想の期間を10年とし、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

#### 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

基本計画の期間を前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）まで、後期を平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

#### 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示します。その策定に当たっては、その時々の方の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間を3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

## 1 - 3 芦屋の状況

---

### (1) まちなみの変化

芦屋では、昭和 40 年代から地価の上昇や相続の困難さなどから、敷地の大きな住宅がマンション用地として供給され始めました。震災後もその状況が加速し、企業の社宅や寮であった土地もマンション用地となり、低層住宅が中層の集合住宅へ変化し、それとともに人口が膨れ上がってきました。

かつての芦屋の特徴であった庭園に豊富な緑をたたえた「お屋敷まち」、「大きな邸宅が多いまち」というまちなみは、時代の流れとともにその姿が変わりつつあります。

### (2) 人々のつながりの変化

市民アンケート調査結果は、30～33 ページ参照

まちなみの変化だけでなく、人々のつながりも変わってきました。

家族構成やライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴い、個人の生活にしか関心を持たない暮らし方や自治会などの地縁的な組織への参加意識の低下など、人々と地域のつながりが希薄化し、そのことが芦屋のまちへの愛着を弱め、地域でのまちをきれいにする活動や、支え合い、助け合いによる暮らしの安心を弱めていると考えられます。

### (3) 芦屋の魅力をさらに高めるための取組

市民アンケート調査の結果からは、8 割以上の方が「住み心地がいい」と感じています。また、恵まれた自然環境や交通の便利さなどの立地条件に加え、清潔で美しく、生活の利便性が芦屋に住み続けたい理由となっています。

このことから、芦屋の魅力を高め、愛着を深めるためには、住宅都市としての機能や付加価値をさらに高めていく必要があります。

これまでの芦屋のまちなみの良さを残す取組の一つとして、地区計画や建築協定の制度を積極的に活用し、一定地区内の建物の種類や大きさなどについてその地区の市民が話し合い、その地区の特性に応じたまちなみづくりを行ってきています。

### (4) 市民参画・協働の取組

平成 13 年度（2001 年度）にスタートした第 3 次芦屋市総合計画では、「市民と行政の協働のもとに」を基本理念に明記し、目標の一つに「市民と協働してつくる自立した行政基盤づくり」を掲げ、「市民参画と協働の推進」に取り組んできました。

まず、市民と行政が共に考え、共に取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにするため、公募による市民委員が参画して「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を平成 18 年（2006 年）2 月に定め、市議会の議決を経て「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を平成 19 年（2007 年）4 月に施行し、平成 20 年（2008 年）2 月には「芦屋市市民参画協働推進計画」を策定して市民の積極的な参画と協働を推進してきました。

また、あしや市民活動センターを開設するなど、市民と市民、市民と行政の協働や市民参画の環境整備を行ってきています。



## 1 - 4 芦屋市行政を取り巻く状況

---

### (1) 行政に求められる守備範囲の拡大

少子高齢化の進行や家族構成の変化，地域社会でのつながりの希薄化などに伴い，保育や介護などへの公共サービスの充実や，社会資本整備の拡大による維持管理業務の増大，価値観の多様化に伴う様々な課題への対応，多様化する犯罪や頻発する自然災害への対応など行政に求められる守備範囲は広がり，需要は増大し続けています。

### (2) 行政を取り巻く厳しい状況

芦屋市の人口推移と将来推計人口は，34～35 ページ参照  
芦屋市財政状況については，36 ページ参照

求められる公共サービスの需要が増える一方で，世界的な景気変動の影響で税収入も不安定となり，今後の見込みが立ちにくく，さらに，少子高齢化による人口減少によって，生産年齢人口が減少し，財政負担能力も低下することが予想され，行政だけできめ細かなサービスまでも担っていくことは限界がある状況となっています。

### (3) 国と地方の役割と関係の見直し

このような時代潮流の中で，国と地方の役割と関係も見直されています。

平成 12 年（2000 年）4 月に施行されたいわゆる地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）以降，平成 19 年（2007 年）4 月に施行された地方分権改革推進法，さらに平成 21 年（2009 年）12 月の地方分権改革推進計画によって，国と地方の関係が上下の関係から対等の立場で対話できる新たな関係へと着実に進んできています。

このことから，地方公共団体，特に住民に最も身近な市町村である芦屋市は，これまでの国の指揮監督のもとに進めてきた様々な行政サービスを，自らの責任と判断で地域の实情に応じて主体的に対応していくことが，今後，さらに求められることとなります。

### (4) 地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へ

このような状況の中で，個性や多様性，心の豊かさを求める価値観が広がり，地域のために活動することに生きがいを見出す人々が増え，地域での人々の信頼や連帯感を取り戻す動きに加え，これまで行政が行ってきた公共サービスの提供者となり得る意欲と能力を備えた市民活動や NPO 活動が全国的に増えており，芦屋においてもそのような活動が活発化しています。

市民が自分たちでできることは自分たちで行いながら，地域に必要な行政サービスを地域が選択していくことに加え，芦屋の資源を発掘，再発見し，個性と活力に満ちた芦屋づくりを行う，まさに地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へと大きな転換期を迎えていると言えます。

## 1 - 5 計画づくりの基本姿勢

---

### (1) 芦屋に暮らすことに誇りと愛着を持つために

芦屋の魅力は行政だけで高めることはできません。

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災では、市内全域に及ぶ被害を受け、市民と行政は、行政が対応できることには限界があることや、隣近所の助け合いがいかに重要であるか身を持って体験してきています。

市民一人ひとりがまちを大切にす心や芦屋に暮らすことに誇りを持ち、まちの魅力を高めるために考え、行動することでまちへの愛着となってまちの雰囲気を作り上げていきます。市民と市民、市民と行政の連携によってまちを大切にす心の文化を継承していかなければならない時に来ています。

### (2) 市民と行政の協働による計画づくり

このようなことを背景に、今後10年間のまちづくりの基本的な方向を示す第4次芦屋市総合計画では、目指すべきまちの姿を市民が考え、行政がその実現に向けた方策を考える方法で市民と行政が協働して計画づくりを行うことが基本姿勢になりました。

まず、公募市民47人で構成する市民会議と若手職員41人で構成する職員会議が素案づくりを行いました。市民会議では、6つの視点で10年後に目指す芦屋のまちの姿を描き、職員会議では、市民会議と連携して施策につながるように具体化し、それぞれが「基本構想素案」、「基本計画素案」としてまとめ、市長に提言を行いました。

この提言を受け、素案を尊重しながら行政としての課題認識を加え、前期基本計画については施策として整理し、計画づくりを行いました。

第4次芦屋市総合計画は「私たちの計画」として市民と行政が協働して策定したものです。

6つの視点：安全安心、保健医療福祉、次世代育成、市民活動、まちづくり、行政



## 第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿

平成21年(2009年)5月から12月までの7か月間、47人の公募委員による市民会議を設置し、6つの部会に分かれて延べ61回もの話し合いを積み重ね、基本構想素案として提言をいただきました。

第4次芦屋市総合計画では、この提言を尊重し、芦屋の将来の姿として引き継いでいます。

### 2-1 芦屋の将来像

「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」(平成21年12月)第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から

#### 自然とみどりの中で<sup>きずな はぐく</sup>絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋のまちのスタイルである“暮らし”を礎に、市民の交流から生み出される新たな暮らしを文化ととらえ、まちの魅力につなげていく“暮らし文化”を基軸に据え、山・川・海の恵まれた自然とまちなかの身近な“みどり”の中で、人と人、自然と人との絆(きずな)をはぐくみ、その絆(きずな)で“暮らし文化”を創造し、発信するまちを芦屋の将来像とします。

市民会議での芦屋国際文化住宅都市建設法についての意見

- ・ 当時は「都市」を目指していたが、今は「まち」のほうがイメージと合っていて、やわらかい感じがする。
- ・ 現在では、「国際」や「文化」は芦屋だけのことではないので、総合計画に残す必要がないのではないかと。
- ・ 「国際文化住宅都市」は芦屋を特徴付けた良い意味での遺産なので、残しておくべきではないかと。

#### 【芦屋の将来像と6つの視点から見た将来像】

##### 芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆(きずな)を育(はぐく)み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

##### 安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

##### 保健医療福祉

すべての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

##### 次世代育成

麗しの箱庭で 育ち育てる「市民家族」

##### 市民活動

みんなでつなごう芦屋の笑顔～花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市～

##### まちづくり

自然と緑を大切に「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

##### 行政

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政

## 2 - 2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿

「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」(平成21年12月)第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から

### (1) 安全安心の視点から見た将来像・10年後の姿

#### 「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

私たちの日常生活における不安要素は、自然災害の激化や凶悪犯罪の発生、交通事故などを背景に増加しています。また、地球温暖化や自然環境の保全など環境への意識も高まっており、今まで以上に安全で安心な、人にも環境にもやさしいまちが求められています。

このような安全安心に対する課題の多様化に対しては、災害や犯罪を防ぐ環境づくりなどももちろん必要ですが、市民が課題を共有し、お互いに助け合うことも不可欠です。そこでまずは、あいさつなどの「声のかけあい」を市民みんなが始め、お互いに助け合う力を育(はぐく)んでいくことが必要です。そして、その上で災害や犯罪から市民が身を守れるような取組や、交通マナーが改善されるような取組を行い、芦屋市をみんなが安全安心に一生住み続けられるまちにしていかなければなりません。

#### 安全安心

#### 「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

##### (1-1) 非常時にみんながパニックなく行動できるようになっている

###### - 防災 -

災害時に施設や設備、地域の人材などの様々な資源を有効に活用できるためには、市民と行政が一緒になって情報の集め方や伝達の仕方、共有の仕方をしっかりと話し合いながら、協働して災害に対する体制づくりを行っていくことが必要です。

##### (1-2) すべての市民が犯罪から身を守る方法を知っており、犯罪を予防できる環境も整っている

###### - 防犯 -

安全に生活できる環境となるためには、暗い道に街灯を設置することなどの整備だけでなく、犯罪発生状況に関する情報の迅速な共有化とともに、市民が防犯活動に積極的に関わるなどの市民の犯罪を予防する力を育て、市民が自ら犯罪から身を守るようになる必要があります。

##### (1-3) すべての市民が安心して道を歩けるよう、良識ある芦屋になっている

###### - 交通安全 -

みんなが安全安心に歩けるようになるには、交通マナーに関する教育や、マナーを守らない人への規制などのような直接マナーを向上させる取組だけでなく、お互いに市民が注意するなど交通マナー違反自体に気づかせる取組も必要です。このような取組を市民と行政がお互いに力を合わせて進めていくことで、良識ある芦屋にしていける必要があります。

##### (1-4) すべての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っている

###### - 生活環境 -

緑や管理の行き届いた公園などの都市環境は安全安心の基礎となるものとして、これからもしっかり守る必要があります。

また、生活環境の観点からは、地球環境問題や新型インフルエンザ等の感染症の問題、食の安

全の問題、悪徳商法の問題など様々な問題が存在しており、今後、新たに出てくる脅威に十分対応できるよう準備する必要があります。

(1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっている

- 基礎：マナー礼節 -

人とひとの繋がりが希薄になることでマナー礼節の低下を招き、「安全・安心」な生活を脅かすと考えことから、日常生活のあいさつを始めとした「声のかけあい」に積極的に取り組むことによってマナー礼節を高め、お互いが助け合い「安全・安心」な生活を守っていく必要があります。

## (2) 保健医療福祉の視点から見た将来像・10年後の姿

すべての市民が生涯安心して生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

芦屋市の将来人口は、他の都市と比べると大きな減少傾向にはなりませんが、高齢化は着実に進んでいくことが予想されています。

ますます進んでいく少子高齢社会の中であって、誰もが「生涯安心して暮らせる」ことを求めています。乳幼児からお年寄りまでのあらゆる年代の人、障がいのある人や闘病中の人、仕事がない人、生活が苦しい人、外国籍の人、そして今は健康であまり不安のない生活が送れている人など、誰もが「生きがいを感じて心豊かに」生活したいと望んでいます。

そこで、第4次芦屋市総合計画における保健医療福祉分野が目指すべきまちの姿を「すべての市民が生涯安心して生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち」を掲げ、その実現を目指します。

### 保健医療福祉

すべての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

(2-1) 近隣のつながりを取り戻して支えあいの地域力が高まっています

- 支えあいの地域力を高める -

誰もがこのまちに安心して住み続けるためには、近隣の人のつながりを取り戻して支えあいの地域力を高めていくことが必要です。

そのためには、自治会や小地域福祉活動など、市民が中心となる取組を全市に広げ、顔が見える近隣のつながりや支えあいを高め、あわせて団塊の世代などの地域デビューの場を創(つく)っていくことで地域活動が活発化していくことが期待できます。

また、地域福祉の専門職である地域福祉コーディネーターが中心となって、地域で活動する様々な人々のつながりを強めて、地域ぐるみの支えあいの体制が充実していくことが期待できます。

さらに、空き家を活用した身近な拠点づくりで、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の地域生活を支える居場所が広がっていくことが期待できます。

(2-2) 市民力を中心にしてまちぐるみの保健医療福祉ネットワークができています

- まちぐるみの保健医療福祉ネットワークづくり -

市民が保健医療福祉のサービスを利用しやすくすることが必要です。

そのためには、まず、バラバラの情報を集約し縦割りのサービスをつなげ、行政組織間の連携や市民ニーズに基づく総合的なサービス提供や総合的な窓口が必要です。

また、市内各地域に、民生委員・児童委員、地区福祉推進委員、ボランティア等と連携した市民にとってより身近な相談場所を配置することで、専門職の支援へとつなげていくことが期待できます。

さらに、これらをつなぎあわせる保健医療福祉ネットワークに市民が参加し、市民力を中心にしたまちぐるみの取組にしていくことで、よりそのニーズを反映したものになることが期待できます。

#### (2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています

- 福祉拠点の整備 -

地域で安心して住み続けるためには、それを支える拠点整備が必要です。

そのためには、高齢者や障がい者が施設に入所することになっても、現在は市外に依存している入所施設を市内に増やすことや、可能な限り在宅生活を続けられるよう、市民や事業者の協力を得て、空き施設や空き家を活用することによって、市民と事業者、行政が連携して身近な場所に施設を整備することが考えられます。

また、地域医療については、芦屋病院が地域医療の中核としての役割を果たしていけるよう、病院運営をサポートする市民参加の場づくりを行うことで、市民・医療機関・行政が一緒になって、安心して医療にかかれる芦屋市ならではの医療システムが創(つく)られ、病院が再生することが期待できます。

#### (2-4) 健やかで心豊かな日々を過ごせる健康づくりに取り組んでいます

- 心豊かな日々を実現する健康づくり -

健康づくりの輪を広げていくために、活用できる空間として公園や遊歩道などの身近な環境を整備することで、市民の健康づくりの輪が広がっていくことが期待できます。

また、健康づくりに関わる情報が一体的に提供されることによって活動のきっかけづくりや活動の輪が広がっていくことが期待できます。

#### (2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています

- ユニバーサルデザインのまちづくり -

芦屋市の歩行者空間は、車いす利用者にとってバリアとなる道が多く残されており、阪神芦屋駅周辺のユニバーサル社会づくりの実績を広げていくことによって、障がい者や高齢者をはじめとする誰にとっても優しく安全な移動空間の確保が必要です。

そのためには、次のモデル地区として、例えば芦屋川をユニバーサルデザインのまちづくりとして再整備していくことが考えられます。

また、芦屋市の南北移動はバス交通が中心となっていることから、3病院ネットワークバスのような移動に制約のある人への支援が求められています。

### (3) 次世代育成の視点から見た将来像・10年後の姿

#### 麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

芦屋市は、広域的には大阪や神戸方面、市内では東西方向の交通利便性が高いまちです。また、南北方向のつながりは弱いものの、山と海と川に囲まれコンパクトで整ったイメージがあり、自然とふれながら安心して子育てができるまちです。さらに、市民は芸術に理解があり、文化イベントも多く、子どもにとっても文化的な環境が豊かなまちです。しかし、近年、祭りなどにおいて地域での世代間のつながりが希薄化してきています。そのため、各世代のつながりや多様な知恵を活(い)かした、安心で質の高い子育て環境づくりが望まれます。

就学前や学校教育については、一般に高い水準にあり、小学校では独自性のある教育内容が進められています。特に、自分について考えたり、体験したりする教育を進めるなど、勤労観・職業観と自分の将来を設計できる力につながる教育は、小学校高学年から実施されています。しかし、卒業後自分の将来像や得意分野を見つけられない若者もでてきている状況もあり、さらにそのキャリア教育を推進していくことが求められます。

今後は、身近で親しみの持てる美しい海、山、川の自然で彩られる箱庭のような芦屋で、家族のように気づかい助け合いながら子ども達を家庭・地域・学校で育(はぐく)み、市民自らも成長して次世代に受け継いでいくまちを目指します。

次世代育成

麗しの箱庭で 育ち育てる「市民家族」

(3-1) 芦屋の子育て環境には、さまざまな立場の家庭がいつでも気軽に利用できる場があります

- 子育てするには芦屋がお得 -

子ども同士の遊びが豊かになり、親も話し相手ができ情報交換をしたりすることが可能になるように、気軽に立ち寄れる場や、子育て応援隊の設置など「芦屋での子育てはお得」といわれるよう行政の子育て支援施策とともに、身近な自然と触れ合い、育(はぐく)む自然教育の場を大切にしていく必要があります。

情報の提供や交換が気軽に行える場の充実の取組を進め、コミュニケーションが生まれ、地域も活性化していくことをめざします。

(3-2) 子どもに「自ら夢を抱き、実現するために必要な広い意味での能力」をつけ、一般社会に適應できる「社会性」も育(はぐく)んでいます

- 人を育てる -

子どもの人格形成に是非とも必要なものとして、学級の少人数化、サポーターの導入、体験型授業等の工夫、制度・体制・施設環境や教育内容の一層の充実、教員の指導力の向上、地域特性を活かした取組(学校と地域の協働)などがあげられますが、財政面の限界については学校と保護者双方の協力で対応していく必要があります。

さらに、定職に就けない、就かない若者もいるため、人材育成とともに自分の目標とする将来像や得意分野を見つけられる取組が重要であることから、子ども達が、社会の一員であるという自覚を持って、役割分担を認識し、誇りをもって生活していける『生きる力』を身につけることをめざします。

(3-3) 参加型市民が、国際性が豊かで芸術、伝統、スポーツ等の特色ある文化活動をしています

- ハイソサエティーな文化 -

真に高いマナーと文化性を有する国際文化住宅都市の再生をめざし、次世代を担う子どもたちが、身近に外国人や国外生活経験者が存在するという多文化共生の環境のもとで、芦屋の自然、伝統、芸術、スポーツなどに深い関心を持ちながら育っていけることが大切です。また、子ども達が参加できる国際色豊かな文化イベントやスポーツ大会などを、市民活動として盛り上げていく必要があります。

このため、子どものころから豊かな文化的雰囲気の中での人格形成、特に伝統の継承を大切にしたい取組を進め、国際性が豊かで特色ある文化活動ができることをめざします。

(3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています

- わが麗しの箱庭 芦屋 -

地域の南北方向のつながりが弱く、阪神芦屋駅前など一部では、道幅が狭く歩道に電柱があるなど危険な所もあります。また、自然については、手軽に親しめる空間、しかけ、機会等が少な



く、活用が十分に出来ていないことから、コンパクトなまちの特徴を活用し、豊かな自然を子どもたちから肌で感じ、人間も自然の一部であることを認識し、共存していく意識をもって成長していくことが大切です。

このため、自然環境の整備とともに南北の交通利便性と安全性の共存を進め、子どもたちが自然と触れ合える環境と機会が豊富にあることをめざします。

(3-5) 同世代(横のつながり)、異世代(縦のつながり)の多様なつながりを活(い)かした、ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます

- 手を携える成長するまち -

幼児から高齢者まで広範な世代にわたる市民が協同して社会活動へ参加し、各世代の多様な知恵を活かした安心で質の高い子育て環境づくりが大切です。

このため、近隣の同年代の人たちとのネットワークを核に、広範な世代とも連携したコミュニティを形成し、経験豊かな高齢者の意見や力も容易に借りることのできる地域社会づくりを進めます。

#### (4) 市民活動の視点から見た将来像・10年後の姿

##### みんなでつなごう芦屋の笑顔 花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市

芦屋市は北に山を抱き、南には海が広がり、花と緑に囲まれた美しいまちです。また交通の利便性もあり、住民意識も高い暮らしやすいまちです。

市民としての自覚やマナー意識も高く、ボランティア活動や文化活動、季節のお祭りなどの活動も活発に行われており、多数の市民が参加しています。

しかし、時代の変化と共にマナーの低下やご近所付き合いの減少なども見られます。また仕事や子育てや介護などさまざまな事情により、ボランティア活動や地域コミュニティなどに参加したいという意向を持ちながら、参加できない人や参加のきっかけを掴めずにいる人たちもいます。

また、地方分権化や創造性と個性化社会に向けて、市民が主役で地域力を高めることにより、安全で安心な豊かな社会づくりが求められています。

こうした課題を解消し、より住みやすい芦屋のまちをつくるためには、市民による主体的な活動が不可欠となってきます。

今後は芦屋市民一人ひとりがこのまちをつくっていくという意識を高め、市民が主体となって考え、行動するまちづくりを推進していきます。また、いつでも誰でもが情報を共有し、気軽に参加でき、人と人が尊重し合いながら関わりあえる笑顔のあふれるまちづくりを目指し、市民による自発的な社会活動が行われる新たな時代を市民と行政が協働してつくっていきます。

##### 市民活動

##### みんなでつなごう芦屋の笑顔 花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市

(4-1) 市民と市民、市民と行政がお互いに支えあい助け合っています

- 全員参加型コミュニティ -

これからの時代には、市民と行政、あるいは市民同士が互いにコミュニケーションを密にし、支え合い、助け合って、芦屋の文化活動や安全のための活動など総合的な市民の力を高めていく

ことが必要です。

そのためには現在活動をする人たちだけでなく、潜在的な市民の力を引き出し、個々の活動の質を高め、連携していく必要があります。

(4-2) いつでも誰でもがまちづくりに関する情報を得ることができ、また発信しています

- 双方向型インフラの整備 -

多くの市民が市民活動に参加し、継続するためには、いつでも誰でもがまちづくりに関する情報と接することができる情報の受発信が必要となっています。

情報の伝達手段としては、市報や掲示、ちらしなどさまざまな方法とともに、IT機器の活用があります。このネット社会を迎え、市民の誰でもがIT技術を身に付けて行けるよう、市民同士の助け合い、教え合いにより市民全体のITスキルを高めていく必要があります。

また、あしや市民活動センターや社会福祉協議会のHP上での情報発信を連携させ、一元化を図り、より市民にわかりやすい情報を提供し、また市民からの情報発信や市民相互の情報交換の場を整備していく必要があります。

(4-3) まちづくりの活動を牽引するべきリーダーを育て、次代につなげています

- まちづくりのリーダーの育成 -

どのような活動にも全体をコーディネートし、牽引していくリーダーの存在が必要ですが、芦屋市の各市民団体において、各リーダー的役割を担う層は中高年層が主体となっており、次世代につなげていくためには若い世代のリーダーを発掘し、育成することが必要となっています。

また、市民活動を継続的に発展させていくためには、市民の活動資金の確保が必要となることから、市民や企業などからの寄付金等によるファンドなど、新たな一歩を踏み出すための基金づくりに関して検討していく必要があります。

(5) まちづくりの視点から見た将来像・10年後の姿

自然と緑を大切に「心の文化」を育(はぐく)み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

芦屋市は、阪神間モダニズムを代表する憧れの住宅都市として発展してきました。しかし、時代の変化とともに、わがまちの多くのお屋敷の緑が消滅し、ステイタスシンボルとして地域をリードしてきた特徴が失われつつあります。再び、六甲山を背景とする自然の豊かさを取り戻し、芦屋市民の発信力を創造することが求められています。

このためには、市民が主体で、芦屋らしく、まちなかの資源を活(い)かし、そして地域が輝くことが重要になります。着目すべき資源は、「水・緑の自然」と「市民の活動」です。

まず緑の回復は、六甲山と芦屋川、宮川の水と緑を生かし、自然環境を力強く生き返らせ、道路など骨格となる緑の都市軸を都市景観として繋げることで、芦屋の「四季」を感じ、街中が「お庭になる」ことを目指します。まちイメージの新たな創造と発展が目標となります。

次に、生活している市民の知性と品格と創造性を最大限に活(い)かすことが大切です。このため、一流の文化とレベルをもった市民が表現する「場」や、サロンのような「交流」の機会を備えるとともに、地域が主体的にまちづくりに取り組み、市民がいきいきと芦屋の歴史を語り伝えるわがまち意識の醸成が求められます。これらの活動をとおして心の文化を育(はぐく)み、伝えていくことが、国際文化住宅都市 芦屋のまちづくりの目標となります。

## まちづくり

自然と緑を大切にする「心の文化」を育(はぐく)み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

## (5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています

- 水と緑を六甲につなぐ -

世界に誇れる緑いっぱいをのまちを目指すため、緑豊かなまちの骨格づくりやまちの顔となる駅前的美しさを整え、まちなかの緑がそだち、夏の日差しやヒートアイランド現象が緩和されることを目標とします。

このため、六甲山麓を景観や防災の観点からも国立公園として保全するとともに、六甲山と瀬戸内海が水・緑でつながるよう芦屋川・宮川の川岸に緑を多くし、川の自然環境に配慮して南北の「緑の水の道」となるよう、また、国道・県道・主要な市道では幹線道路では電柱・電線の地中化促進、緑化と景観形成を進め、東西幹線道路を「緑の風の道」となるよう都市軸を形成していきます。

特に、緑の植樹活動を子どもたちの学習として取り入れ、子どもたちや市民自らの手で植樹し、緑を育てていく活動を通し、緑を大切にする「心の文化」を育みます。このみどり豊かなまちの骨格づくりから、世界の人が訪れる、世界に誇れるまちを目指していきます。

## (5-2) 自然と共生しまち全体が庭園のような住宅地となっています

- まちを四季のお庭に -

国際文化住宅都市にふさわしいまちとなるためには、世界から注目される住宅と緑が一体化した街並みの保全と、ゴミのない清潔なまちを維持する必要があります。

このため、市の四季の花を定め、花いっぱいのまちにする「まちをお庭に」の運動に取り組み、芦屋らしい緑に映える淡く落ち着いた色に統一され、手入れされたまちにしていきます。

また、地球に優しい低炭素社会の実現をめざし、エコロジ的な取組から環境先端都市を目指すとともに、市民が計画づくりに参加し、地区計画の区域を広げて、建築基準法を補足してより地域に合った建築を行い、自然と共生する住宅地づくりを行います。

## (5-3) 市民の活動が息づき芸術文化がまちに溢れています

- やさしいまちを知性で遊ぼう -

芦屋の一流のレベルをもった多様で盛んな芸術文化の活動と市民活動を幅広い年代に知ってもらい、さらに発展させる必要があります。

そのためにも、さまざまな市民と市民の活動を連携させてネットワーク化するとともに、既存の公共施設や街角スペースの使い易い改善整備を進め、市民の自宅なども活用する仕組みによって、表現できる場所、表現したくなる場所を市内各所に設け、市民一人ひとりの才能が存分に発揮でき、表現する場を遊びながら世界の一流に触れられるまちを目指します。

## (5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます

- それぞれの地域が個性化したまち -

市民の支え合いやふるさととしての一体感を共有し、共に活動して新しい地縁を再生し、市民が主体で支え合うふるさとといえるまちとなるために、まず、アイデンティティの礎としての遺跡などの歴史遺産を大切に、芦屋の歴史を子どもの時から知り、市民が芦屋ヒストリーを語ることが必要です。

そこから新しい地縁が育ち、自治会などの地域活動に主体的に参加し、ボランティア活動や音楽・美術・芸能などの多様なテーマ活動も盛んにしていきます。

また、商店街はじめ、地区やコミュニティで、まちづくりの学習・実践から主体的なまち運営へと発展していき、市民の交流と情報交換の場所があり、それぞれの地区やコミュニティで個性が輝くハイブリットなまちとなることを目指します。

(5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

- 市民が支えるセーフティーネット -

安心・安全（防災，減災，防犯）の確保されたまちの基盤づくりとして‘緑の回復・創造’に着目し，市民自らが緑の回復から防災・減災・防犯に取り組む「緑のハザードマップ」を共有し，まちの安全に取り組んでいきます。

また，世代を超えて日常的に交流できる場づくりに努め，市民の趣味を生かしてボランティア活動で福祉に貢献し，思いやりの社会をつくり，人と人とのふれあいを大切にすユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

また，車や自転車を持たずに生活でき，楽しめることなどの仕組みづくりを目指し，歩いて生活できる日常の生活サービス機能（特に駅前サービス機能や賑わうお店・街）の充実や，住宅地に通過の交通を通さない安全な道路とともに，各駅前の広場・自転車置場の確保やバリアフリーなど，安全で安心な交通結節機能の充実が求められます。

(6) 行政の視点から見た将来像・10年後の姿

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政（協働のまちづくり）

これまで，芦屋市は国際性と文化性あふれる住宅都市として，住む人が誇りを持てるまちづくりを実践し，比較的高い市民生活満足度を実現してきました。しかし今後は，地方分権化が進む中で，少子高齢化，経済成長の鈍化，地球環境浄化，ボーダレス化，ライフスタイルの変化など社会の成熟化に伴い顕在化する様々な課題にも対応できる，自立した地方行政が求められます。芦屋市は市民と協働してこれらの課題を達成し，やすらぎを満喫して楽しく生活できる魅力ある街の実現を目指します。

このため，これまでの行政主導のまちづくりを改め，市民と行政の協働，市民目線による事業評価，より開かれた行政を通じて，市民，行政お互いの信頼関係を築き，市民，地域組織，市民活動団体，事業者など多様な主体が担う「新しい公」を基盤としたまちづくりを進める必要があります。職員一人ひとり，市民一人ひとりの顔の見える行政が，芦屋市のまちづくりをより高いレベルで結実させるキーとなります。

また，市民目線で作られた計画を，市民目線で進捗管理することが重要であり，そのためには，計画の達成度を確認する指標と目標値を設定し，定期的に指標を確認するとともに，指標の改善が見られない計画については，見直しを行うというPDCAサイクルを構築していきます。

さらに，市財政については，平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災の復興による多額の市債は，市民，行政の努力により大幅に改善されつつありますが，一刻も早く償還し，財政を健全化することが望まれます。そのためには，さらなる行政改革の推進により，行政のスリム化，無駄の排除を継続するとともに，芦屋市の資源の見直し，活用を行い，市民・行政の協調による知恵をしばった事業の計画推進を行います。

## 行政

## 市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政

## (6-1) 市民力を活用し、市民と行政協働のまちづくりが進められています

## - 市民と行政の協働システムの構築 -

住みやすく快適な環境を備え、高齢者や子供たちにもやさしいまちとして発展するためには、市民参加の機会を増やし、その情報をきめ細かく提供し、より価値の高い成果に結びつける努力が必要です。

さらに、その成果が全ての市民に見える形で積み上がっていくことで、これまで市民活動に消極的であった市民の中から市民協働に賛同する人が少しずつでも増えていくことが期待できます。

## (6-2) 事業計画の進捗が市民に周知され、市民目線での成果評価が行われ、資質の高い職員によって運営されています

## - 行政サービスの効率化と向上 -

市民と行政相互の信頼を高めるため、人件費、職員の役割など市民にとって分かりやすいところから信頼を構築し、市職員の成果を正當に評価して業務の質を向上させるための透明性とインセンティブが一体となった方策をすすめる、計画の進捗管理と情報公開が行き届き、行政の成果が見えて、市民から正當に評価される仕組みと、市民が行政の施策に対して意見を言える仕組みづくりが重要です。

## (6-3) 市債の償還、無駄の排除などにより、市が健全な財政を回復・維持しています

## - 財政の健全化の推進 -

財政状況について市民が、知る、知らせる、見える状況にして、よりよい予算の使い方が見えるようにする必要があります。

また、財源がなければ市民の知恵を引き出し、さらに、芦屋の資産（ストック）を活用して、歳出を減らす工夫、歳入を増やす工夫をする必要があります。

## 第3章 基本構想

### 3 - 1 芦屋の将来像

---

自然とみどりの中で絆を育み、  
“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋は、大阪と神戸の二大都市の間に位置し、交通の利便性などの居住条件に優れているだけでなく、北に緑豊かな六甲の山なみ、南に大阪湾、芦屋の風景の代表でもある南北に流れる芦屋川や宮川などの自然環境にも恵まれています。先人たちは、この環境の中で、それまでの暮らしに軸を置きながらも新しい風を吹き込み、芦屋の暮らしを築いてきました。

この芦屋ならではの“新しい暮らし文化”は、人々が主体的に活動し、幅広い世代が交流し、支え合い、助け合いながら絆（きずな）を育（はぐく）み、暮らしそのものを楽しむ中で創造されます。

また、自然とふれあい、歴史や伝統を継承し、まちを清潔に保ち、まちなかのみどりや花を守り、育て、楽しむことがまちへの愛着を深め、まちを大切に作る心を育て、人々の笑顔やまちの雰囲気として表れ、芦屋の気品ある魅力となっていきます。

歴史や文化、暮らし方や景観、環境への配慮も含めた“新しい暮らし文化”を人々の絆（きずな）で創造、発信し、次世代に継承し続けるまちを芦屋の将来像として掲げます。

### 3 - 2 基本構想の実現に向けて大切にすること

---

このたびの市民と行政の協働による計画づくりを通じて、様々なことを確認することができました。

これまで進めてきた住宅都市としての魅力あるまちのための取組を進めていく。

自然と調和した快適で緑ゆたかなゆとりのある住環境をさらに高める。

安心して住み続けるためには、日頃のあいさつからつながりをつくり、近隣で支え合いができるつながりへと深める。

同世代だけでなく多様な世代がつながりながら地域をつくることで子どもも大人も成長できる。

市民がまちづくりに直接参加することでまちへの愛着を深め、まちを大切にす心の文化を育てていく。

高齢者や障がいのある人をはじめとした誰もが自分らしく住み続けられることを願いとしている。

自然環境や文化的環境、人材など今ある芦屋の資源をうまく活用する。

市民と市民、市民と行政が信頼し協力するために、市民発の情報や行政発の情報をうまく組み合わせ、わかりやすく発信していく。

様々な視点を横断的にうまくつなげる発想を持つ。

市民が行うことや行政が行うこと、市民と行政のどちらが行うかを議論しながら進めていくことがあり、そのための議論の場づくりや仕組みづくりを進める。

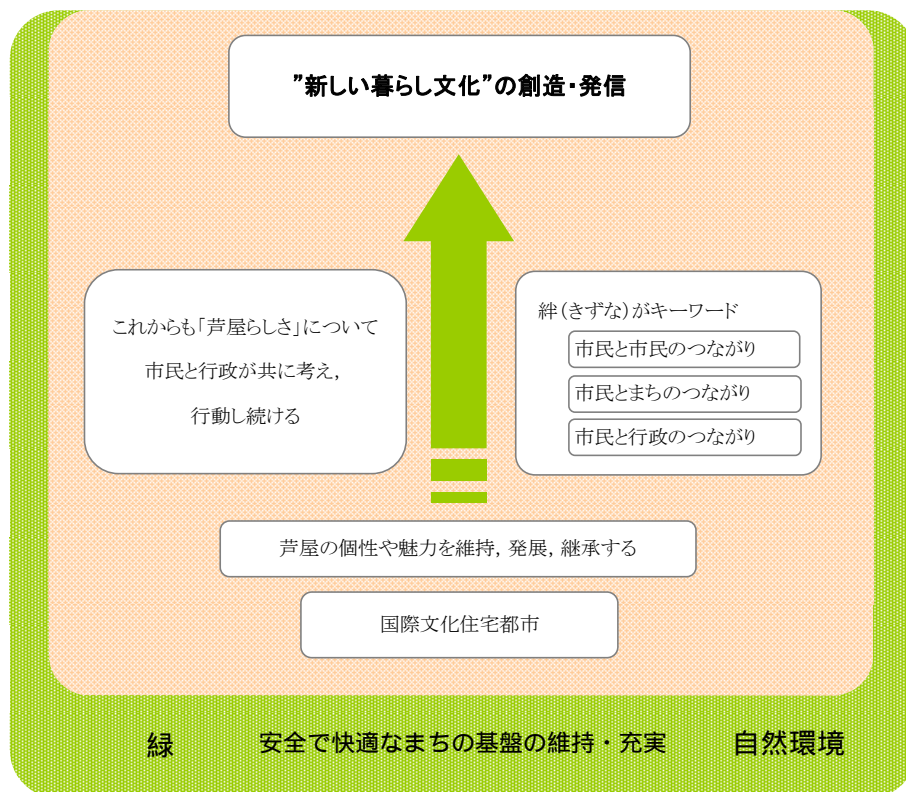
これらのことを、市民と行政のそれぞれの取組の中で共有すべきこととして大切にしていきます。

【芦屋国際文化住宅都市について】

昭和 26 年（1951 年）に住民投票によって生まれた本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、これまでの本市の総合計画では、将来像に「国際文化住宅都市」を表してきました。

このことについて市民会議では、この法律が公布されてから 60 年が過ぎ、グローバル化や高度情報化の時代となった今日では「国際」は特別なことではなくなっていることや、芦屋は「都市」よりもコンパクトな「まち」のイメージがふさわしいという意見が多くありましたが、やはりまちの個性としては大事にすべきではないかという意見もありました。

目標とするまちの姿を示すものとしては現在では特徴的ではないという見方もありますが、このような芦屋市だけに適用される特別法があるということは、まちの個性として欠かせないものであると考えます。





### 3 - 3 芦屋のまちづくりの基本方針

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆(きずな)を育(はぐく)み, “新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」から, 「絆(きずな)」を「人と人とのつながり」, 「人とまちとのつながり」, 「市民と行政のつながり」ととらえ, それを「芦屋のまちづくりの基本方針」へと展開しました。

#### 1 人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし, 絆(きずな)を深め, お互いに刺激しあうことで育ち育てられながら世代をつないでいく。

#### 2 人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃のあいさつから何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり, 助け合い, 支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつないでいく。

#### 3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切に作る心を育て, 活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつないでいく。

#### 4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と行政が目標を共有し, それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいく。

これからの10年間, 安全で快適な住宅都市としての基盤をより一層充実させることに努めながら, この「絆(きずな)」を深めるための取組を進め, 芦屋の未来へとつないでいきます。

### 3 - 4 目標とする 10 年後の芦屋の姿

---

素案づくりでは6つの視点に分かれて話し合いが行われましたが、共通の話題として自然や緑のこと、人々のつながりやマナーに関すること、文化や市民の活動に関することなどが取り上げられ、どの視点においてより広い総合的な観点から議論がなされました。

しかし、目指す芦屋の姿の実現に向けて行政が施策を進めるためには、施策ごとに専門性を持った組織としての取組や計画の進行管理が必要です。

このため、素案を尊重しながら市民アンケート調査結果や行政としての課題認識を加え、施策につながるよう15の「目標とする10年後の芦屋の姿」35のそれぞれの具体的な「施策目標」へと展開しました。

「目標とする10年後の芦屋の姿」とそれに対応する「施策目標」を実現するための具体的な施策については、基本計画で示します。

#### 1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

施策目標 1-1 一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 主体的な市民活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

地域としての力が高まるためには、日頃の挨拶やマナーを守ることから一人ひとりのコミュニケーションを始めて隣近所の顔が見えるつきあいとなり、そこからお互いが声をかけあい、助け合いや支えあう心が育ち、さらに、同じ世代の横のつながりや、多様な世代の縦のつながりから様々な活動へと発展していくことが必要です。

そのため、様々な手段で情報を手に入れられることで気軽に活動に参加するきっかけとなることや、活動を次代につなげるためのリーダーの育成などによって、自立した活動が継続的に発展し、その地域のことは地域が主体となってより住み良いまちにしていくことを施策の具体的な目標とします。

## 2 多様な文化・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

心豊かで活力ある社会のためには、自分を高めるための学習や、芸術文化、スポーツなどの活動に接したり、参加する機会が豊富にあることが必要です。

そのために、芦屋の歴史を知ることによって郷土としての愛着を深めることや、自分を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へとつなげていくとともに、異なる文化を持つ人との交流によって、お互いの理解や見識を深め、それが新たな文化や活動となっていくことを施策の具体的な目標とします。

## 3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

より住み良く活力のあるまちにしていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いを尊重しながら、助け合い、共に生きていくための思いやりの心が広がっていくことが必要です。

そのために、誰もが社会とのかかわりを持つことができるよう、平和と人権を尊重する正しい知識と意識が行き渡ることや、性別にかかわらず参画できる社会の実現に向けた意識が広がっていくことを施策の具体的な目標とします。

#### 4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

芦屋のまちを未来へつないでいくためには、これからの社会を担っていく子どもたちが、夢を抱き、その夢の実現のための力や社会に適応していくための社会性を身につけ、社会へ羽ばたけるようたくましく育っていることが必要です。

そのためには、安全な環境の下での健やかな成長とともに、すべての子どもたちが必要な学力を身につけ、命や人権を大切にする心を育(はぐく)み、社会で自立するための様々な力を蓄えていくことや、子どもの育成を、家庭や学校園だけでなく、地域も連携して支えていくことを施策の具体的な目標とします。

#### 5 地域で安心して子育てができている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

子どもたちが健やかに育っていくためには、地域の中で全ての家庭が気軽に相談したり、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して育てていけることが必要です。

そのために、行政だけでなく、様々な世代が子どものいる家庭や子どもを見守り、支えていくことや、子育てと仕事の両立が可能な環境にしていくことを施策の具体的な目標とします。

## 6 自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしている

施策目標 6-1 健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 適切な診療を受けられる

日々の暮らしの質を保つためには、一人ひとりが心と体を良好な状態に維持していることが必要です。

そのために、自分の心身の状態を知り、自分に合った健康づくりを行うことや、病気やけがだけでなく、気軽な相談も含めた信頼できる芦屋の地域医療が確立され、救急時にも適切な診療を受けられることを施策の具体的な目標とします。

## 7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

安心して暮らしていくためには、障がいのある人や介護や支援が必要になった場合でも、可能な限り地域の中で自分らしく住み続けられることが必要です。

そのためには、身近なところで日常生活に必要な機能や相談するところがあり、状況に応じて専門的な支援がつながる保健・医療・福祉の連携体制が確立していることや、障がいや介護を必要とする状態などについての正しい理解を得ながら社会とかわり、能力を最大限に発揮し、生きがいを持って暮らせることを施策の具体的な目標とします。

## 8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている

施策目標 8-1 暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

安全に生活できる環境となるためには、犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、市民一人ひとりの安全に対する意識や、犯罪が起きにくいまちの雰囲気が必要です。

そのために、正確な犯罪情報や消費者安全情報によって意識を高めるとともに、暗がりなどの不安な場所を少なくしていくことや、市民が声を掛け合い、防犯活動に積極的にかかわるなど、芦屋のまちを犯罪の起きにくいまちにしていくことを施策の具体的な目標とします。

## 9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

暮らしの安全のためには、災害が発生した場合でも被害が最小限に食い止められることや、誰もが混乱することなく的確に行動できることが必要です。

そのために、行政だけでなく日頃から一人ひとりが災害時に備えることや、被害を軽減できる地域での仕組みづくりを進めてまち全体の防災力を高めるとともに、建物を含めたまちの構造が災害に強くなっていることを施策の具体的な目標とします。

## 10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り，創(つく)り，育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

住宅地としての芦屋の魅力を高めていくためには，自然と調和し，花と緑に彩られた個性と風格のあるまちなみを維持し，さらに美しいものにしていく必要があります。

そのために，自然環境を守り，親しみながら大切にしていくことや，子どもの頃からまちなかの緑を守り，創(つく)り，育てていく「心の文化」を継承していくとともに，まちなみを美しく保つための管理や自然や緑と調和させるための方策を市民と行政がともに考え，進めていくことを具体的な施策の目標とします。

## 11 清潔なまちで環境にやさしい暮らしが広がっている

施策目標 11-1 清潔なまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 環境に配慮したまちづくりが進んでいる

清潔で安全かつ快適な生活環境のためには，一人ひとりがまちを清潔に保ち，地球環境にも配慮した暮らしや取組をしていくことが必要です。

そのためには，ごみの散乱やポイ捨て，落書き，騒音などの迷惑行為を行いにくいまちなっていることや，一人ひとりが地球環境に配慮した生活を行うなど，まち全体で身近な生活環境や地球環境を守り続けていることを施策の具体的な目標とします。

## 12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り，市内が移動しやすくなっている

施策目標 12-1 交通安全に関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

安全で快適な生活のためには，誰にとってもまちなかを移動しやすくなっていることが必要です。

そのために，一人ひとりが交通ルールやマナーを守り，他の利用者を思いやる意識を高めるとともに，道路や公共施設など様々な人が利用する公共空間のバリアフリー化を進め，安全で快適に移動できるよう道路を整備し，市内の公共交通を利用しやすくしていくことを具体的な施策の目標とします。

## 13 充実した都市の機能が快適な暮らしを支えている

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 都市の機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し，市民の利便性も向上している

快適な暮らしのためには，住宅都市としての機能が充実していることが必要です。

そのために，良好な住環境に良質なすまいが供給されることや，上・下水道などの生活を支える機能が適切に維持管理されるとともに，暮らしに必要な買い物などの商業施設が充実して利便性が向上していくことを具体的な施策の目標とします。



## 14 信頼関係の下で市政が進行している

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

市民と行政が協働して芦屋をさらに住み良いまちにしていくためには、お互いの信頼関係の下で、様々な施策が進められていくことが必要です。

そのために、それぞれの施策の現場においても市民参加の機会を増やし、施策の進捗や成果が市民から見える開かれた市政を運営していくとともに、状況に応じて行政組織を柔軟に横断的に運営しながら課題に対応していくことを具体的な施策の目標とします。

## 15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による市債の償還が多額となっており、そのことで使い道が決まっている予算の割合が高く、市の独自性を発揮できる予算の使い方が出来にくい状況となっていますが、行政がしなければならないことに予算を使いながらもできるだけ早く市債の償還を行い、健全な財政状況になることが必要です。

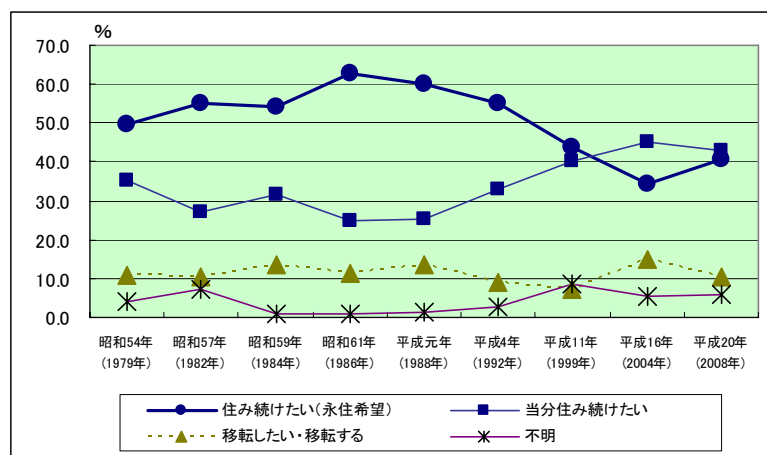
そのために、このような財政状況にあることを市民に分かりやすく知らせるとともに、市が保有する資源だけでなく、市民、民間事業者も含めた様々な資源を活用し、歳入を増やす工夫と歳出の内容を見直しながら財政を健全化していくことを具体的な施策の目標とします。

## 資料 芦屋市の状況

### 資料 - 1 市民アンケート調査結果

#### (1) 居住継続希望

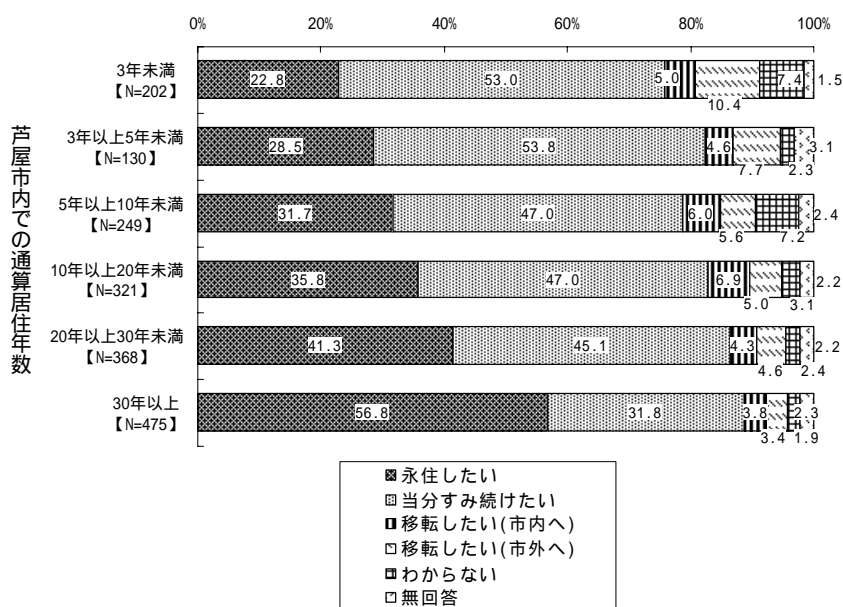
昭和 54 年（1979 年）以降の市民へのアンケート調査から、本市に『住み続けることへの意向』の経年変化を見ると、平成 4 年（1992 年）頃までは「住み続けたい（永住希望）」人が 50%以上を占めていましたが、阪神・淡路大震災以降では減少し、平成 11 年（1999 年）から平成 16 年（2004 年）では「当分住み続けたい」と同程度若しくは逆転となり、平成 20 年（2008 年）の調査ではやや回復しています。



資料：芦屋市世論調査（昭和 54 年度，昭和 57 年 10 月，昭和 59 年 7 月，昭和 61 年 1 月，平成 2 年 3 月，平成 5 年 1 月），市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月，平成 17 年 4 月，平成 21 年 3 月）

平成 20 年（2008 年）の調査では、芦屋市内での通算居住年数別に見ると、居住年数が長くなるほど「住み続けたい（永住希望）」人の割合が高くなっており、新しく芦屋に居住することになった人の割合が増えたことによって「住み続けたい（永住希望）」人の割合が全体として低くなっているのではないかと考えられます。

しかし、「住み続けたい（永住希望）」人と「当分住み続けたい」人を合わせると 8 割の人が住み続けたいと考えており、このことから住宅都市としての芦屋の魅力を向上していく必要があると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

(2) 住んでいる地域の活動への参加意欲

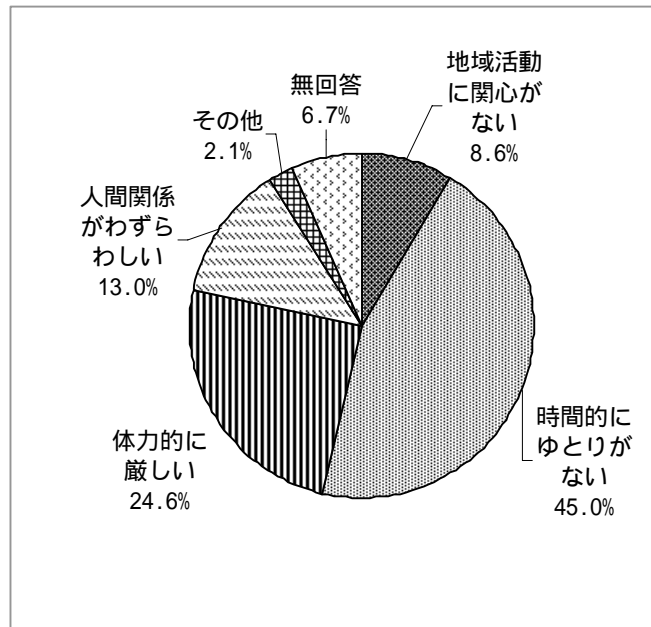
平成 11 年（1999 年）、平成 16 年（2004 年）及び平成 20 年（2008 年）の市民アンケート調査における自分が住んでいる地域での活動への参加意識の変遷を見ると、それぞれの調査ごとに質問項目が一致していないため単純な経年比較はできないものの、「地域活動に参加したくない」人の割合がこの 10 年間で大幅に増加しています。

一方で 5 割を超える人が地域活動への参加意欲を持っており、このことから特に現在参加していない人達を参加へとつなげることが課題となっていると言えます。

平成11年(1999年)調査		平成16年(2004年)調査		平成20年(2008年)調査	
積極的に参加する	3.5%	現在、参加している	9.5%	現在、参加しており、今後も参加したい	13.5%
内容しだいで参加する	68.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	17.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	13.6%
周囲の人がするのなら参加する	4.2%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	31.8%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	26.6%
参加したくない	8.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	7.8%	現在、参加しているが、今後は参加したくない	1.4%
		これまで参加したことがなく、今後も参加したくない	28.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	8.3%
わからない	11.3%	その他	2.6%	-	-
無回答	4.4%	無回答	2.7%	無回答	2.1%

資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月、平成 17 年 4 月、平成 21 年 3 月）

平成 20 年（2008 年）の調査では、「参加したくない」理由として、「時間的にゆとりがない」が最も多くなっており、時間的ゆとりがなくても何らかの方法で地域活動にかかわれる工夫が必要であると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

### (3) 住み心地

現在住んでいる地域の『住み心地』を尋ねたところ、全体の 8 割以上 9 割近くまでの方が「非常に住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と答えています。

	平成 11 年 (1999 年)	平成 16 年 (2004 年)	平成 20 年 (2008 年)
非常に住みよい	26.8%	39.1%	38.3%
どちらかといえば住みよい	56.7%	49.1%	50.4%
どちらかといえば住みにくい	4.7%	6.4%	4.1%
非常に住みにくい	0.8%	1.6%	0.9%
わからない	1.6%	1.2%	1.4%
無回答	9.5%	2.6%	4.9%

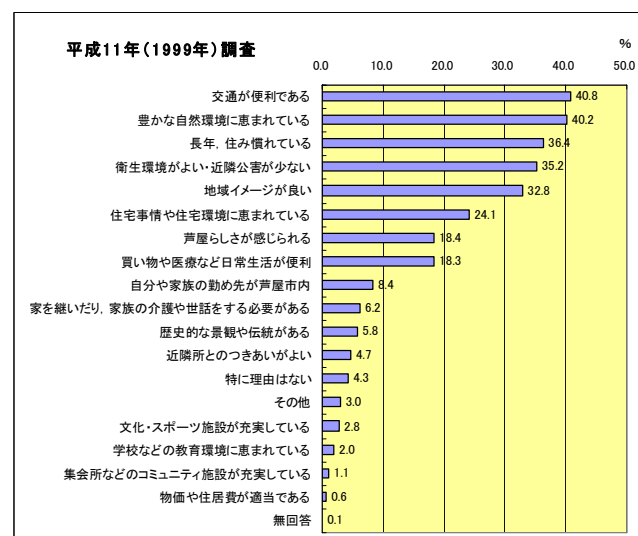
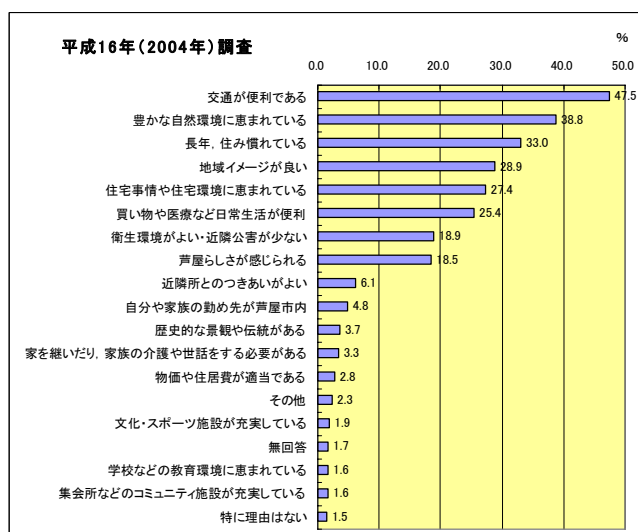
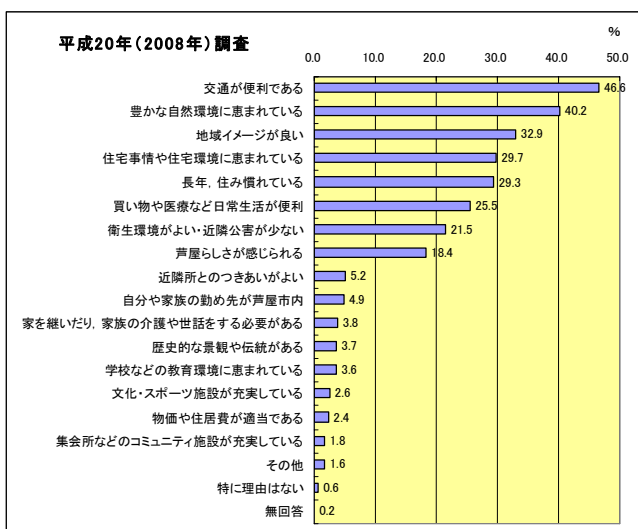
資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月，平成 17 年 4 月，平成 21 年 3 月）

### (4) 住み続けたい理由

また、『住み続けたい理由』として 3 つの理由を選んでもらったところ、「交通が便利である」、「豊かな自然環境に恵まれている」が常に 1 位，2 位にあり，本市の立地条件の良さが理由となっていることが鮮明となっています。

続いて、「地域イメージが良い」、「住宅事情や住宅環境に恵まれている」、「長年住み慣れている」、「衛生環境がよい・近隣公害が少ない」、「買い物や医療など日常生活が便利」、「芦屋らしさを感じられる」となっています。

このことから，自然環境を生かし，清潔で美しく，生活の利便性も重視した住み続けられるまちづくりが求められていると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月，平成17年4月，平成21年3月）

## 資料 - 2 芦屋市の人口推移と将来推計人口

いずれの人口も 10 月 1 日現在の状況

### (1) 人口推移

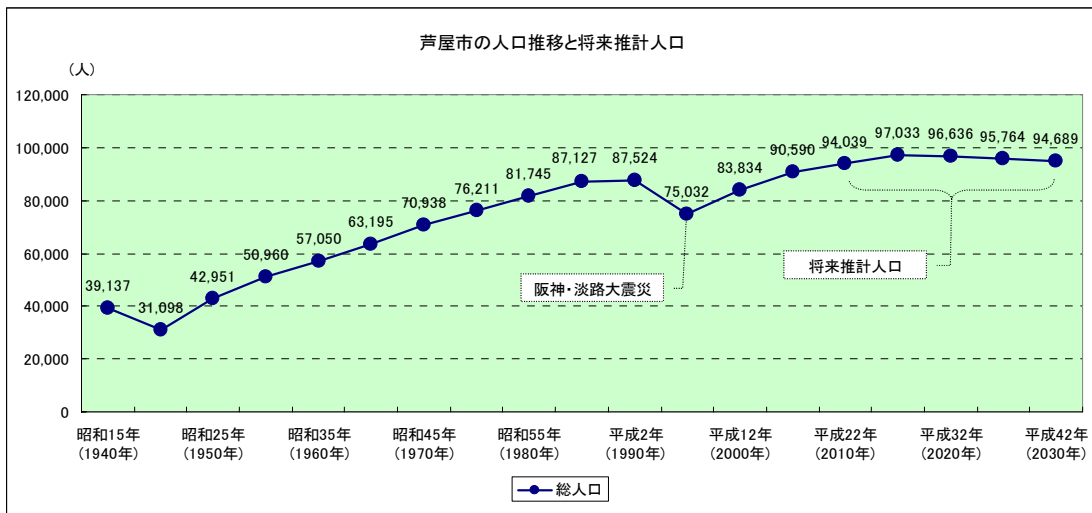
本市の人口推移は、昭和 15 年（1940 年）の市制施行以来、終戦直後は落ち込んだものの戦後復興から高度経済成長時期まで確実に増加の一途をたどって来ました。しかし、昭和の終わりごろから平成の初め（1980 年代から 1990 年代）にかけて徐々に減少に転じてきていたところ、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災によって人口が 75,032 人にまで激減しました。

その後、震災復興の市街地整備や住宅整備、住宅開発によって人口は着実に増加し、平成 14 年（2002 年）には震災前の人口まで回復しましたが、平成 16 年（2004 年）以降は人口増加率が低下して緩やかな増加傾向となり、平成 21 年（2009 年）では 93,305 人となっています。

### (2) 将来推計人口

平成 17 年（2005 年）の国勢調査を基準に将来人口を推計したところ、平成 17 年（2005 年）から微増を続けますが、平成 27 年（2015 年）の 97,033 人をピークにその後は減少傾向に転じると予測されます。

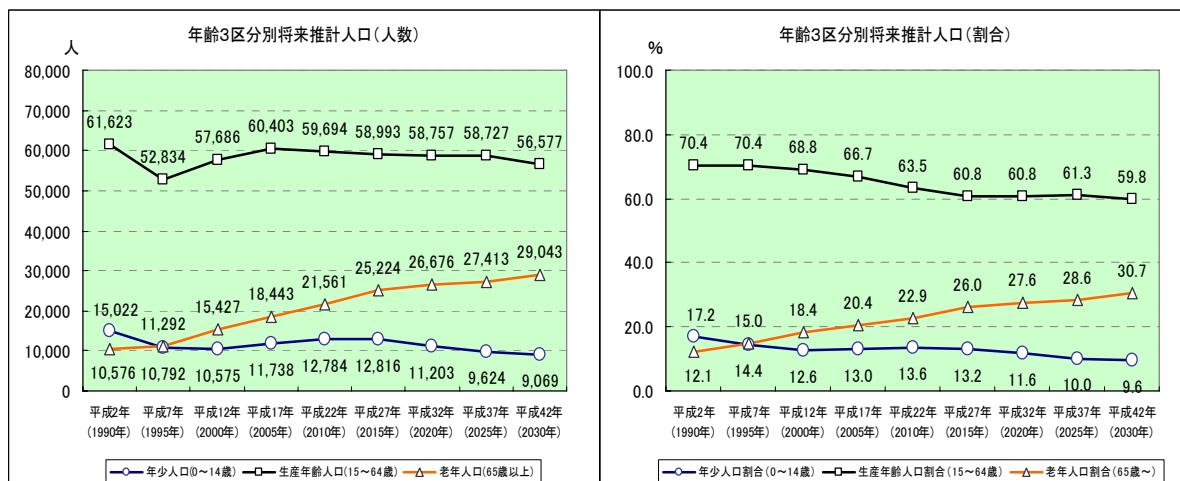
全国的な人口減少時代の流れは、本市においても現れています。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（平成 22 年 3 月）

(3) 年齢3区分別の将来推計人口

将来推計人口の年齢構成を見ると、年少人口(0～14歳)は、平成17年(2005年)から微増傾向で推移しますが、平成27年(2015年)をピークにその後は減少傾向に転じます。生産年齢人口(15～64歳)は、平成17年(2005年)から減少傾向となり、老年人口(65歳～)は、増加傾向で推移します。



資料：芦屋市将来人口推計報告書(平成22年3月)

このように、本市でも全国的な傾向と同様に人口減少への転換、超高齢社会が目前となっています。

また、市内でも地区によって人口減少や高齢化の進む程度が違ってきており、既に人口が減少し始めている地区や、まだしばらくは増加傾向にある地区もあり、市域全体だけでなく地区ごとの人口動向や年齢構成にも注視していく必要があります。

## 資料 - 3 芦屋市の財政状況

### (1) 重くのしかかる市債の償還

震災からの復旧・復興事業等のために発行した市債の償還（公債費）が財政を圧迫しており、一時のピークは過ぎたものの、年間の公債費は平成 20 年度一般会計の決算で約 108 億円にも上り、公債費比率は 29.8% で全国の都市で最も悪い状況です。今後、公債費は徐々に減少するものの、本市の財政規模からは高い水準が続くため、厳しい財政運営が続きます。

### (2) 対応が必要な行政需要の増大

高齢化等の影響を受けて、生活保護費や介護等の保険事業費などの社会保障経費が増加傾向にあります。また、懸案事項である新規の公共事業や公共施設の老朽化対策等については、その実施の可否、優先性及び財源など、検討すべき課題が山積しています。

### (3) 減少する市税収入

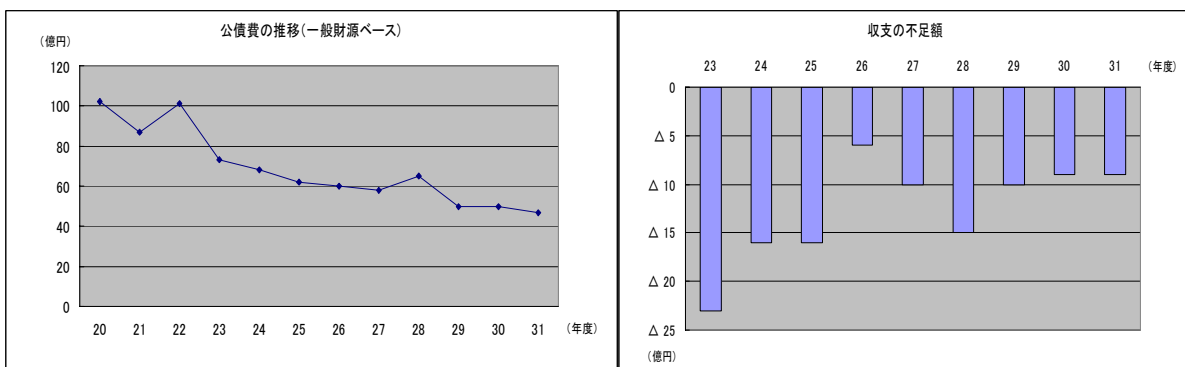
歳入では、平成 19 年度（2007 年度）から個人市民税の税率が一律に 6% となったことが、高額所得者の割合が高い本市にとっては大幅な減収となった上に、景気悪化の影響により個人市民税がさらに落ち込んでいます。

今後、高齢化の進展により、人口に対する生産年齢人口の割合が低下することから、市税収入の大幅な増収を見込むことは難しくなっています。

### (4) 迫られる財政収支構造の転換

本市の財政収支は、公債費負担が着実に減少し、収支不足の改善が見られるものの依然として毎年発生する財源不足に対して、これまで蓄えてきた基金を取り崩して賄っていかざるを得ないのが実情です。

次世代に負担を残さないよう着実な市債の償還を進めるとともに、将来的に市債残高が震災前の状態に戻った場合でも市税収入の大幅な増収は見込まれないことと増加する社会保障費への対応などから、歳入に見合った歳出となるよう財政収支構造を根本から転換することが迫られています。



資料：長期財政収支見込み（平成 20 年度から平成 31 年度まで）（平成 22 年 2 月）







# 前期基本計画

(平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度)

## 第4次芦屋市総合計画 前期基本計画について

### (1) 前期基本計画とは

第4次芦屋市総合計画の前期基本計画では、基本構想に掲げる目標とするまちの姿の実現に向けた課題や、その課題に向けて前期5か年で取り組む施策を示しています。

また、それぞれの施策を進めていく過程で変化する社会情勢や新たな課題については、前期基本計画の期間が終了するまでに計画を見直し、後期基本計画として策定していくことにしています。

【計画期間】 前期基本計画（平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）  
後期基本計画（平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）

### (2) 総合計画と各施策分野の個別計画について

芦屋市では総合計画の他に、各施策分野の個別計画を策定しています。

第4次芦屋市総合計画の基本構想では各施策で共有すべきものとして目標とするまちの姿・将来像を掲げ、基本計画ではその実現に向けて中心となる施策に絞り、それぞれの施策分野での取組の詳細については個別計画に委ねることにしています。

なお、各個別計画においてはその更新時期に合わせ、総合計画と整合するよう見直していくものとします。

参考として、各施策分野における個別計画の名称を掲載しています。

### (3) 各施策分野間をつなぐ横断的視点について

基本計画は、施策目標を実現するための具体的施策が中心となっています。

しかし、どの施策目標においても、その具体的施策だけの縦割りの視点だけでは達成することはできません。常に他の施策分野の考え方やそれぞれの施策間を横断的につなぐことを念頭に置きながら取り組んでいくこととします。

### (4) 基本計画と実施計画について

実施計画では、基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示します。その策定に当たっては、その時々々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間を3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

### (5) 前期基本計画の進行管理について

前期基本計画の進行管理については、毎年度、施策目標ごとに進捗状況を確認し、今後の具体的な取組や重点的に取り組む事務事業を検討し、実施計画の見直しに反映します。

なお、進捗状況や状況の変化を確認するものとしては、実施状況や既存の資料、今後実施していく市民アンケート調査等を活用していきます。

